2　財務局長等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請に係る事項がその子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないかどうかを審査するものとする。

（届出事項）

第二百十一条の八十六　［略］

2　法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

四の二　第二百十一条の七十七の三第二項に規定する業務を行おうとする場合

五　［略］

六　その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併、解散又は業務の全部の廃止を行った場合（法第二百七十二条の四十二第二項第二号又は第四号に該当する場合を除く。）

［号を削る。］

七　［略］

3　少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十三条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類）を添付して財務局長等に提出しなければならない。

一　前項第四号の二に掲げる場合　行おうとする業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書類

二　前項第七号に掲げる場合　同号に規定する事業報告及びその附属明細書

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条　法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～五　略］

六　保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること若しくはこれに準ずる措置により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

［七～十九　略］

［2～7　略］

8　第四項から前項までの規定は、第二項（同項において準用する第一項第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用について準用する。

（届出事項）

第二百十一条の八十六　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

五　［同上］

六　その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十二条の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

六の二　その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

七　［同上］

3　少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及びその附属明細書）を添付して財務局長等に提出しなければならない。

［号を加える。］

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条　［同上］

［一～五　同上］

六　保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること（当該書面に記載すべき事項を第四項に規定する電磁的方法により提供する場合にあっては当該顧客から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置）により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

［七～十九　同上］

［2～7　同上］

［項を加える。］